



Title	ソヴェート国家の利権政策：『ソ連邦政府「レーナ・ゴールドフィールズ」英会社利権協定』について
Author(s)	小野, 堅
Citation	大阪外国語大学論集. 1993, 8, p. 151-165
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/79589
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ソヴェート国家の利権政策

—『ソ連邦政府「レーナ・ゴールドフィールズ」
英会社利権協定』⁽¹⁾について—

小 野 堅

Концессионная политика Советского государства

—О Концессионном договоре правительства СССР
с английским обществом “Лена Гольдфильдс Лимитед”—

Катаси ОНО

В этой статье рассматривается Концессионный договор, который был заключен между Советским правительством и английским обществом “Лена Гольдфильдс Лимитед” в 1925 году, когда начался третий этап истории концессий в СССР. (Правительство СССР будет именоваться “Правительство”, а Общество “Лена Гольдфильдс Лимитед”—“Лена”.)

Договор рассматривается в следующих аспектах: 1) объекты Концессии, 2) права Лены, 3) обязанности Лены: обязательные программы производства, обязательные затраты, долевые отчисления в пользу государства за предоставляемую концессию, 4) выкуп, 5) третейский суд и проч.

В результате рассмотрения Договора сделаны следующие выводы.

Во-первых, концессия Лены направлена в основном на эксплуатацию и развитие горной промышленности в Ленско-Витимском горном округе, в Сысертском и Ревдинском горных округах на Урале и в Змеиногорском и Зыряновском районах на Алтае.

Во-вторых, в данное концессионное дело привлекается иностранный капитал (средства) и новейшая техника, которые должны обеспечивать восстановление и дальнейшее развитие народного хозяйства СССР. Это подтверждается

obligatory для Лены программами оборудования и производства.

В-третьих, концессия Лены составляет часть народного хозяйства в системе госбюджета, поскольку Лена обязуется уплачивать Правительству определенное доленое отчисление и разные налоги, и в свою очередь рабочие и служащие в концессионных предприятиях имеют право на социальное обеспечение со стороны советского государства.

В-четвертых, по истечении срока концессионные предприятия Лены передадут Правительству безвозмездно, и при определенных условиях Правительство оставляет за собой право выкупить все предприятия Лены, что означает, концессия принадлежит к категории госкапитализма.

В-пятых, несмотря на то, что концессионное дело под контролем государства, но концессионным предприятиям предоставляют разные гарантии и льготы, в широком смысле демократические. Характерно, что Лене разрешается внешняя торговля, тогда как в стране Совета последовательно держится монополия в этой области.

В-шестых, в концессионной политике обращается важное внимание на укрепление людских ресурсов для развития экономики: в Договоре предусмотрено определенное обеспечение и постепенное увеличение количества советских граждан среди квалифицированных рабочих.

Наконец, концессия Лены воплощает принципы, указанные в Декрете СНК “Общие экономические и юридические условия концессий”, в Договоре.

本稿は、1925年11月14日、ソ連邦政府（代表フェーリクス・エドモンドヴィチ・ジェルジンスキ）とレーナ・ゴールドフィールズ社（代表フレデリック・ウィリヤム・デーヴィス・グウィン）間で締結された、全95条（パラグラフ）からなる利権協定についての検討である。

利権政策は、10月革命後、ソヴェート国家が、国民経済復興のため提議し、実行した施策のひとつである。革命と国内戦・外国軍事干渉のもとで疲弊した国民経済復興の手段として、利権提供による外国資本の導入と最新の外国技術の入手を目的とした国家施策であった。かつて、筆者は、利権政策のもつ複合的意義について（レーニンの利権政策の考察という形で）、論じたことがある⁽²⁾。そこでの結論部分は次のようである。

「レーニンの利権政策は、構造的後進性をもつソヴェート・ロシアの国民経済が戦争によって崩壊したなかから、復興し、資本主義包囲下でソヴェート国家を維持して行くための、きわめて現実的施策の一形態であった。経済的には、外国資本の導入利用により、国内の自然的富を開発—主要産業部門において—し、それにより、若干なりとも生産物を獲得し、労働者、農民の状態

の改善に資すると同時に、外国からの新しい技術の導入による自国のその後の経済発展への寄与を計らんとするものである。そして、この経済的意味以上に利権政策に大きな政治的意味をレーニンは求めていた。すなわち、ソヴェート・ロシアへの利権導入策は、帝国主義の侵攻を防御する手段であり、さらには、プロレタリア国家の利権策に被抑圧民族解放の思想をも盛り込もうとしている。そして、この利権を国家資本主義範疇におくことによって過渡期経済政策としての一般性をも利権政策に与えようとしたのである。」⁽³⁾ 筆者は、この結論が現在修正されなければならないとは考えない。

ソヴェート国家は、1920年11月23日付の人民委員会議布告『利権の経済的・法律的一般条件』⁽⁴⁾を發布して、利権策導入の意志を表明し、協定のための一般的条件を明示した。そこでは、個別具体的利権に関してではなく、利権契約の基本原則が大別6項目で示されている。すなわち、協定で定められた一定の生産物報酬が与えられ、外国への輸出も認めること（第1項）、技術改良のために取引上の恩恵を与えること（第2項）、利権の性質と条件によっては、利権所有者に長期的な利権の期間が与えられること（第3項）、企業に投ぜられた利権所有者の資産を保障すること（国有化、没収、徴発の否定）（第4項）、現地（ロシア共和国内）の労働者、勤務員の雇用を認める。但し、国内法（労働法典）を遵守すること（第5項）、利権協定の諸条件の一方的変更は認めない。そのことの保証（第6項）である。⁽⁵⁾

本稿では、1925年、ソヴェート政府がそれまでに締結した利権契約のなかでも最大規模のひとつとみなされる、レーナ・ゴールドフィールズ社との利権協定を具体的に条項に沿って検討することにより、利権政策の特質をより明確にしてみたい。ヴェ・ブットコーフスキによれば、1925年は、ソヴェート利権政策史のなかで、ある種の転換をもたらした年である。この時期（1925年）までに、国の内外の状態が、ソ連邦の利権事業の積極化を可能にしたのである。すなわち、戦後の世界資本主義が安定化し、ソ連邦への外国資本導入がより確かなものとなり、一方、ソヴェート国内においても、通貨改革によるルーブリの安定化が好都合な形で結果をみたからである。因みに、ブットコーフスキの利権政策史区分によれば、第1期は1917年から1920年11月23日付人民委員会議の利権布告まで、第2期は、1920年の同利権布告からネップに入り最初の協定がなされた1921年末の時期を含めて1925年まで、第3期は、1925年から1928年、第4期は、ソ連邦が国民経済の戦前（1913年）水準の復興を越えて、ヨーロッパ、アメリカの技術の最新成果を基礎に、国民経済の再編にとりかかる1928年以降である。⁽⁶⁾

以下、利権協定の内容をみて行く。

利 権 の 対 象

ソ連邦政府（以下、政府と略称）がレーナ・ゴールドフィールズ社（以下、レーナと略称）に利権を認めるのは、1）レーナ・ヴィテーム鉱山地区の金、その他鉱物資源の採掘独占権、2）ウラルの旧スウィセールチ鉱山地区および旧レヴダー鉱山地区のすべての鉱物資源の採掘

独占権、3) アルターイのズメイノゴールスク地方およびズウィリャーノフスク地方のすべての鉱物採掘権、4) クズネツク炭田の『アリターイ・コリチューギノ炭鉱』の地区の炭鉱開発権、5) エゴールシンスク無煙炭開発権である(§ 1)⁽⁷⁾。これ以外のソ連邦領土内での鉱物資源の調査・試掘にかんする権利は、申請により、1923年の『地下資源にかんする条令』も従って試掘・調査権が与えられる(§ 2)。プラチナ、ラジウム、ヘリウム、タングステンについては、利権地域内でそれらが発見されても、レーナに採掘権は与えられない(§ 3)。

レーナには利権領域内の地表利用権が与えられる。すなわち、森林資源開発権である。鉱山企業が必要とするものの外に、販売用としても提供される。また、木タール、樹脂、テレピン油、パルプ、せんい素等の加工の権利も与えられる(§ 4)。他方、利権領域内自由地の農業目的利用の権利もレーナに与えられるし、レーナが必要とする施設、倉庫、工場等の建設用地も提供される(§ 5)。アルターイではウパー川の水力利用権と、そのためのダム、運河、水力発電所、その他必要施設の建設権も与えられる(§ 6)。

レーナに提供される工場、建物、副次的施設

政府がレーナに提供するものは、1) 利権領域内のすべての工場、施設、鉱坑および建造物、住宅、事務所、貯蔵所、2) 領域外にあるが企業が所有する建築物、施設、3) 鉄道(ボディボー鉄道支線、引込み線、全車両、ペルミ鉄道支線)、4) レーナ川運行の商船(通信人民委員部との賃借契約にもとづく)(§ 8)。

利権の対象となっていないもの(建設用地、菜園、耕作地、沼・湖・河川、森林)についても、レーナが利権事業に必要と認めるものは、協議により提供が許される(§ 9)。

レーナ側に供与されるすべての企業、施設、資産は、協定締結日から、3ヵ月以内に遅滞なく受け取られなければならない(§ 10)。

利権の期限

利権協定は締結日から、レーナ・ヴィテーム鉱山地区の企業では30年、他の全企業については50年とする(§ 13)。

レーナに与えられる諸権利

協定で定められている目的、条件で、レーナには、つぎのような細目にわたる諸権利が提供される。1) 利権領域内での鉱石の加工・半製品の加工・商業目的用の製品加工のための工場、作業場を建設する。2) 利権領域内で、企業、勤務員、労働者、地区内住民の必要をみたすための副次的な企業、作業場を設営する、あるいは賃借する。3) 鉄道引込線、鉄道支線の敷設、車両の入手、道床・車用道路・橋梁・防波堤・船着場・閘門の建設・設営、通信の改良、4) 蒸気・電気・熱エネルギー入手のため、利権領域内のすべての天然資源の利用。それらエネルギーの活

用による諸設備の建設・設営の権利。政府の特別決定をえて領域外での発電所建設。5) 生産プログラム遂行を条件に、域内の諸設備の改廃・移築、6) 工場の再編、設備の補充・修理のさい、古い機械・設備を処理(売却)する自由裁量をレーナに与える (§14)。そして、レーナは、任意の個人、企業、機関と鉱石、精選鉱、半加工品の加工・再加工に関する契約・協定を締結しうる (§15)。ソ連邦および外国に存在する諸会社とも工場設営、技術援助に関する、また自己の精選鉱、半加工品の加工・再加工に関する協定を締結しうる (§16)。

レーナは、協定締結後7年間、同企業が必要とする機械・機具・材料を、ソ連邦内で良質かつ廉価で調達できないばあい限り、外国から無関税で輸入する権利をもつ (§17)。

レーナは、ソ連邦内の自由市場または国営機関で、自由に必要なすべての材料、商品、設備を入手しうる (§18)。また、ソ連邦の市場で、自由に自己の生産物を販売する権利をもつ(但し、§21の諸条件を遵守すること) (§20)。

利権企業製品の輸出は、つぎの原則にしたがって実施される。1) 金および銀を、レーナは年生産高の25%を自由かつ無関税で輸出できる。残り75%を政府は、ロンドン取引所の月平均価格(運賃差引き)で入手できる。2) 非鉄金属(銅、錫、亜鉛)を、レーナは100%自由に輸出できる。そのさい政府は向う15年間、輸出関税をかけない。政府は、レーナから年生産高の50%まで購入する権利をもつ (§21)。

レーナは、ソ連邦内で自己の製品および必要上調達する商品・材料・食料を自由に運送する権利をもつ (§22)。航空機をも含む運輸手段にかんしても、レーナは他の国営企業と同じ原則により利用しうる (§23、§24)。

レーナは、利権領域の内と外とを問わず、必要とする建物(住宅、事務所、倉庫等)の利用にかんして、制限も強制も受けない (§26、§27)。

レーナは、現行法規遵守を条件として、活動のため必要なあらゆる種類の協定・協約を、個人、会社、団体、企業と、国の内外を問わず交渉し締結する権利をもつ (§28)。

レーナは、ソ連邦国内および外国において、利権事業に必要な、金融・信用面での自由な活動が保障される (§29)。

レーナは、法的手続きをとることによって、あらゆる種類の発明を登録し、パテントを入手、利用、また他社への転売・譲渡の権利も保障される (§30)。

政府は、レーナに利権領域内でのあらゆる種類の商業上の権利を与え、そのための倉庫、店舗の設営・保持を認める (§31)。また、政府はレーナに、厚生・保安施設としてホテル、安息所、避難所の建設・営業の権利を与える (§32)。

レーナには、国営の電信・ラジオ・電話・郵便(国内、国外)を正規の料金によって利用する権利が与えられる (§34)。

政府は、上記諸企業の保全と全資産の安全・保全の確保のため、また、勤務員、労働者、全職員の安全を保障するため、一定数の警察と軍隊による保護提供を約束する。また、貴金属の生産・

運送、貨幣・有価証券の移送の安全確保のためにも相当の保護を行う (§ 35)。

レーナに、利権の工業上必要な、地表・地下の爆発性物質の入手・保持・利用の権利が与えられる (§ 36)。

レーナ側の義務

レーナは、利権取得後、鉱業、冶金業、その他の事業を、最良かつ一般に認められている科学的・技術的方法によって遂行しなければならない (§ 37)。

レーナは、協定締結後、最初の7年間に利権対象企業への投資、すなわち企業の組織、設備、経営、鉱脈調査、その他へ、資本額2200万金ルーブリ以上を投入しなければならない (§ 38)。

義務としての生産プログラム

1) レーナ・ヴィテーム地区

レーナは利権初年度より、年400プード以上の金を採掘しなければならない。そのうち、第5年次から採掘量全体の1/3以上、第7年次からは1/2以上を機械化しなければならない (§ 39)。

レーナは、第4年次以前に、17フィート浚渫機1台以上を搬入しなければならない (§ 40)。

2) ウラルルのスウィセールチ地区、レヴダー地区

レーナは、第3年次はじめまでにスウィセールチ地区のグゥメシェーフスク精銅工場の開設、第3年次、4年次には8万プード以上の銅を生産しなければならない (§ 41)。

1929年1月1日までに、レーナは銅採掘場をつくり、デグチャリンスク地区に新しく、精銅工場を建設し、1929年はじめには操業開始し、次のような生産量を義務づける。1929年—10万プード以上、1930年—30万プード以上、1931年—72万プード以上、それ以後は毎年、72万プード以上を生産する (§ 42)。

レーナは利権導入後すぐ、レヴダー鑄鉄・製鉄工場における鑄鉄・鉄・鋼鉄の生産を継続する義務を負う (§ 45)。

3) アルターイのズウィリャノーフスク、ズメイノゴールスク地方

1930年1月1日までに、レーナはアルターイのズウィリャノーフスク、ズメイノゴールスク地方で、鉱坑、選鉱工場、冶金工場の設営を終えなければならない。生産目標は、銅—20万プード、亜鉛—60万プード、鉛—18万プード、金—20プード、銀—1000プード (§ 45)。

レーナの支出義務

1) レーナ・ヴィテーム地区

レーナは、協定締結日から6年間、レーナ・ヴィテーム地区で、事業の準備と金産地の機械採掘の設備組織のため、900万金ルーブリ以上を支出する義務を負う。最初の3年間に500万ルーブリ以上支出する。同地区での利権開始から6年間は、試掘、調査活動を組織する義務があり、そ

のための費用は6年間に150万金ルーブリとする (§47)。

2) ウラルのスィセールチ地区、レヴダー地区

レーナは1929年1月1日までに、スィセールチ、レヴダー地区で、準備、建設のため、550万金ルーブリ以上支出する義務があり、最初の2年間に総額の半分以上を支出しなければならない (§48)。

3) アルターイのズウィリャノーフスク地方とズメイノゴールスク地方

レーナは、1930年1月1日までに、ズウィリャノーフスク、ズメイノゴールスク地方の試掘、調査のために100万ルーブリ以上支出する。協定締結後、3年間に総額の半分以上を支出する。さらにレーナは、同時期までアルターイの同両地方の鉱坑、工場設置のため、500万ルーブリ以上を支出しなければならない (§49)。

国家への分担控除

1) レーナ・ヴィテーム地区

レーナは、レーナ・ヴィテーム地区および、協定の § 1、§ 2 で示された地域の鉱山で採掘した全ての金から、その7%を政府に分担控除として現物で支払わなければならない (§50)。屑鉄堆積からの採取分については5%の分担控除が課せられる (§51)。

2) ウラルのスィセールナ、レヴダー地区

銅、金、銀について、レーナは政府への分担控除として6%、他の非鉄金属についても同率の分担控除が課せられる (§52)。

3) アルターイのズウィリャノーフスク、ズメイノゴールスク地方

この両地方で採掘された金属から、また他の場所で採掘した鉱石から精錬した金属からも同じく6%が分担控除となる (§54)。

4) その他の生産物について

レーナは、銑鉄、鉄、鋼鉄、それらの製品、石炭、木材、泥炭に対し、4.5%の分担控除の義務をもつ。これら以外のすべての生産物については5%の分担控除とする (§56)。

5) 分担控除全般にかんすること

分担控除の徴収にあたっては以下の条件が守られる。a) レーナが採掘する金、銀は、その生産物のその後の用途に関係なく、採掘数量にもとづいて分担控除が課せられる。b) 銅、亜鉛、鉛は、ソ連邦内レーナ諸企業の自己の必要のための一部を除き、採掘金属の数量にもとづいて分担控除が決められる。c) レーナのその他すべての生産物は、上記をのぞいて、レーナが販売または交換譲渡する部分についてのみ分担控除が課せられる (§58)。d) プラチナ、またはプラチナ・グループの金属採掘にあたって、レーナは、1923年7月28日付のプラチナ独占にかんする布告の原則にもとづいて政府に渡さなければならない (§59)。e) 政府の要請により、レーナは分担控除を現物でなく、貨幣で納入しなければならない。そのばあい、支払方法について、政

府はレーナ側に、当該年度6ヵ月以前に通知しなければならない。外国で販売された生産物に対して、またソ連邦内で外国通貨で売られたものについては、スターリング・ポンド、あるいは米ドルで、分担控除を支払わねばならない（§60）。

最小限生産プログラムの未遂行、またはプログラムの縮小

レーナは、協定に定められた生産プログラムを遂行しないばあい、分担控除を当該計画で定められた生産物の数量を勘案して、未遂行と関係なく徴収される。しかし、つぎの事情が考慮される。

1) レーナは政府に対し10年毎に最小限生産プログラムの再検討を要請できる。試掘、資源、埋蔵量の減少、新資源の存在等にかんする資料をもとに、プログラムの縮小あるいは変更を考慮して、レーナ・ヴィテーム地区にかんしては5年毎にこの権利を行使しうる。他方、政府側は、協定で定められている生産プログラムを遂行するために利権の全期間を通してレーナが必要とする鉱石をかなり越える鉱石の予備が、利権領域内で確保されるばあいに、10年毎に、レーナに対し、協定が保障している生産の増大を要請する権利をもつ。そのばあい、もし、レーナが生産増大にかんする政府の要請（仲裁裁判所の決定にもとづく）を拒否すれば、当該余剰鉱石生産地の即時政府への返還が義務づけられる。生産地の衰弱化の度合にかんする問題、また新たに採掘される資源にかんする問題は仲裁裁判所の決定に従わなければならない。

2) 協定で認められている非鉄金属の価格について調整が必要なばあいには、仲裁裁判所を介して問題を解決する（§62）。

土地利用にかんする支払い

上述の分担控除にかかわらず、レーナは政府に対し、以下の支払いをする。

1) アルターィのズウィリャーノフスク、ズメイノゴールスク地方

a) レーナに提供される用地1デシャチーナ当り年1ルーブリ25コペーイカ、b) 農業用地、1デシャチーナ当り、年50コペーイカ、c) 倉庫、埠頭、住宅、その他建物の用地、1デシャチーナ当り年100ルーブリ。

2) レーナ・ヴィテーム地区

a) レーナ占有地、1デシャチーナ当り年2ルーブリ50コペーイカ、b) 農業用地、1デシャチーナ当り年50コペーイカ、c) 倉庫、船付場、1デシャチーナ当り年100ルーブリ。

3) スウィセールチ、レヴダー地区

レーナの占有地、1デシャチーナ当り年50コペーイカ（§63）。

森林利用にかんする納付

販売される木材に対する分担控除とは別に、レーナは政府に対し、利権領域内の切株当り納付

金を支払う。額は、国営の鉱山企業に準じて徴収される。

レーナのその他の義務

1) レーナは、利権企業の資産を火災から守る義務を負う。保険は、レーナと国家保険中央管理局との協定にもとづいてなされる (§ 65)。

2) 公開の席での企業にかんする報告義務 (株式会社にかんするソ連邦諸規則に準ずる) (§ 66)。

3) レーナは、例外なくすべての試掘調査にかんする計画と結果を、ソ連邦地質委員会代表部および政府鉱山監督機関に対して秘密にしてはいけな。両機関には、関係資料の閲覧と照会が許される。但し、政府は、そこで得た情報を、レーナの同意なしに公表したり、第三者に報知したりしてはいけな (§ 67)。

4) 政府および政府機関 (中央、地方) は、レーナの同意なしに、レーナ諸企業の財政上、商業上の義務を検査、統制、追跡、監査する権利をもたない (§ 68)。

5) レーナは、納税義務を、他の国営諸企業と共通の原則にもとづき課せられる (国税、地方税、手数料、消費税)。但し、以下の例外項目がある。a) レーナの鉱山地区の金工業企業は、全利権期間を通して、公証料、事務費、裁判関係費をのぞく、税、手数料の支払いは免除される。その代り、レーナは、毎年、地方の税・料金として、当該年度分の金1ゾロトニーク⁽⁸⁾につき、17コペーイカを支払う。b) ウラル地区、アルターイ地区の鉱山企業にかんして、レーナは、最初の5年間は完全免除 (公証料、事務費、裁判関係費を除いて)、次の15年間は、同種の国営企業と同じ税金が課せられる。但し、その税額は当該分担控除の33・1/3%をこえないとする (§ 69)。

雇用労働利用の条件

レーナは、利権事業を行うに必要な数の労働者、勤務員を雇用することができる。雇用にさいしては、同種国営企業におけると同様の諸法規の適用と遵守が義務づけられる。レーナ企業で勤務する外国市民の財産は、没収、徴発、強制収容されることはない (§ 70、§ 71)。

レーナは、勤労者の保護と社会保険にかんする政府の全法規・決定に従わなければならない。レーナは、ソ連邦の保険機関を通して、自己の勤務員、労働者の保険を確立し、保険料は、同種国営企業のために定められている保険料をこえてはならない。利権企業の勤務員、労働者に対する医療は、該当する国営機関との特別協定によって組織される (§ 73)。レーナは、つぎの範囲で外国の市民を自己の企業に採用できる。

1) 未熟練労働者—未熟練労働者全体の15%以内 (但し、現地において同種労働者が不足のときは、当該労働部局の証明があれば、15%以上の採用も可)。

2) 熟練労働者—浚渫機、選鉱工場、熔鉱炉、作業所、その他を新設するため必要な人数を、

設置後5年間。但し、熟練労働者数の50%以上はソ連邦労働者でなければならない。外国人労働者は、時とともに、熟練労働者中の比率を減少させねばならない。

3) 技術者—外国から技術者は50%未満。但し、企業の建設および操業開始期には、協定締結後7年以内は、技術者総数の90%まで採用可 (§74)。

相互保障

政府は、協定の有効期間中はいかなる変更も行わない。協定の条項の変更はいずれも、双方の自由な同意によってのみ可能である (§76)。

利権企業の資産は、どのようなものであれ、国有化、没収、差押え等は認められない。また、国家・地方機関、団体、個人のために強制収用されることはない。ただ、民事裁判所または、協定に定められている仲裁裁判所の決定にもとづく、負債と義務のための徴収は別である。徴収のさいのレーナがもつ運送手段および馬の収用は、即時適正な報奨金支払いをもって、また、レーナ同種国営企業よりも悪い状態におかれないとの条件で、容認される (§77)。

レーナが協定の条項にしたがって組織したすべての副次的企業と組織(倉庫、店舗、ホテル、その他)は、利権の構成部分とみなし、それらには、すべての条件、特典、権利、義務が適用される (§78)。

政府は、利権協定不履行によってもたらされる一切の損失にたいし、レーナからそれを徴収する権利をもつ。同時に政府は、レーナに対し、中央・地方の権力機関がひきおこした利権協定違反による損害を保障する義務を負う (§80)。

双方は、互いに承認したすべての支払いを、協定でとくに定めた特例をのぞき、スターリング・ポンド、あるいは米ドルで計算・支払うことに同意する (§81)。

双方は、一方が然るべき支払いを義務期間内に不履行(完全または部分的に)したばあい、未払い金から1ヵ月1%の利子を支払わなければならない。いずれかが支払うべき金額・料金を6ヵ月以上にわたり未納したばあい、本件は、仲裁裁判所の裁定に移される (§82)。

不可抗力(フォルス・マジョール)の結果、双方のうち一方が、何らかの義務を果たせないばあい、負うべき義務が免除されるか、あるいは、不可抗力の作用する期間、義務履行を延期する権利をもつ。もし、双方が不可抗力に関連する問題で、同意がえられないばあい、その解決は、仲裁裁判所の裁定による (§83)。

買戻し

政府は、協定調印の日から35年経過後、3年前に予告することにより、期限前にレーナの全企業を買戻す権利を留保する。

この条項にもとづく買戻しにさいして、レーナは、レーナの全資産を政府に引渡す。企業は一切負債のない状態で引渡される。

買戻しの声明を出したのち、政府は、買戻しを拒否することはできない。レーナに支払われる買戻し額は、利権終了までの残余の年数掛ける平均年収によって算定する。平均年収は、最初の5年間を除く、利権全期間の利権企業の平均年純収入によって決まる。

企業の引渡しは、政府が声明した買戻し日までに完了しなければならない。レーナは、政府に企業を完全に整理された形で、かつそのままの形で引渡さなければならない（§84）。

利権の期限満了後、レーナの企業は、すべての設備、備品、現有材料、予備、製品とともに、政府へ無償で引渡される。しかも、生産が何らの支障なく続けられ、生産能力（過去10年間の年平均を下廻らない）を保持するという形で引渡される。

利権期限満了後移管される企業は、企業に関係する第三者の負債、その他の請求から自由である。

政府は、レーナに対し、建設、修理の未減価償却分を補填しなければならない。同様に、利権期限前5ヶ年間利権企業でレーナが行った調査活動、準備活動の価値も補填しなければならない（§85）。

利権は、仲裁裁判所の決定によってのみ、期限前に中止しうる。

政府は、仲裁裁判所が以下のことを認定するばあい、利権の期限前停止の権利をもつ。

1）レーナが、支払うべき分担控除の支払いを自己の責任で延期し、このことに関する政府からの文書による督促（2ヵ月間に2回の）を受けた後、4ヵ月以内に完納しなかった。

2）レーナが、自己の責任で、自己に課せられた義務（§38, §40, §47, §48, §49）の支払いを行わず、約束の期限後、政府から発送された（2ヵ月間に2回の）督促状受領後、1ヵ月間、義務を放置した。

3）レーナが、自己の責任で、生産プログラム（§39～§46）を遂行せず、このことに関して、翌年度最初の3ヵ月のあいだに2回の抗議文書（1ヵ月間隔で）を受け、なお、次年度中に同企業に課せられたプログラムを遂行しなかった。

4）レーナが、自己の責任で、6年間に2度、年次生産プログラム（§39～§46）を遂行せず、これに関して、2度目の未遂行後最初の3ヵ月間に、政府からの抗議通知を受領しながら、2度目の未遂行分を次年度中に埋め合わせなかった。

レーナが、支払不能の債務者であると認定されるばあい、仲裁裁判所は、その状況が利権停止に至るものかどうかの問題に対して裁定をくだす（§86）。

仲 裁 裁 判 所

協定およびその付則すべての解釈、あるいは履行にかんする、また双方のうちいずれか一方の申し出にかんする係争・悶着はすべて仲裁裁判所によって検討・解決される。

仲裁裁判所は3人の構成員から成り立つ。すなわち、1人は政府選出の者、今1人はレーナ側の者、残る1人の仲裁裁判長は、双方の同意をえた第三者である。

もし、同意がえられないばあい、政府は2週間の期限で、フライブルグ鉱山アカデミー、あるいはストックホルム王立高等技術学院の教授6名を候補者に指名し、レーナは2週間のうちに、裁判長となる1名を選ばなければならない。もし、レーナが、不可抗力的障害がないにも拘らず、裁判長を、2週間以内に選ばないばあい、政府は、上記学術機関のうちのひとつの評議会に、政府を選んだ6名の候補者から1名を選出するよう依頼できる。

もし、政府が、不可抗力的障害が無いにも拘らず、上記2週間の期限内に裁判長候補者6名の選出を拒むばあい、レーナは、上記学術機関のひとつの評議会に、6名の候補者指名を依頼する権利を有し、そののち、これら候補者から裁判長を選出する。

第1回目の会議の日時と場所を指示にしている通知書を仲裁裁判長から受けとったのち、一方が不可抗力的障害がないにも拘らず、自己の側の仲裁員を派遣しないか、仲裁裁判への参加を拒否するばあい、他方の側からの要請にもとづき、係争問題は、裁判長および他方の側の仲裁員によって裁定がくだされる。

仲裁裁判所は常任の書記を指名する。その者は、裁判の全会議の議事録をとる。裁判長および書記への報酬と裁判の費用は折半して双方が負担する。自己の仲裁員への報酬は各自負担する。

解決を求める問題は、文書の形で裁判長へ提出される。

裁判所の決定はすべて文書にされ、各決定の写しが即時双方に渡されなければならない。裁判所の決定は、双方にとって最終的かつ義務的であり遅滞なく履行される（§90）。

そ の 他

双方の公的住所について。政府側—モスクワ、ソ連邦最高国民経済会議。レーナ側—モスクワ市、ゲールツェン通り、50—1（§91）。

協定の発効期日は、レーナへ、1925年4月30日に双方が署名した予備協定の政府による批准の通知書が渡された日とする。すなわち、1925年8月18日である（§94）。

協定の保管にかんしては、協定正文は、ソヴェート社会主義共和国連邦人民委員会議総務部に保管し、ソ連邦人民委員会議書記局によって認証された写しがレーナ側に渡される（§95）。

以上が、ソ連邦政府とレーナ・ゴールドフィールズ社の利権協定の概要である。

この利権協定の諸特徴を、以下、冒頭にあげた『利権の経済的・法律的一般条件』に照らして検討してみる。

協定の第1の特徴は、この利権事業が鉱山業を中心としている点である。すなわち、利権の対象は、レーナ・ヴィテーム鉱山地区、ウラルスのスウィセールチ、レヴダー鉱山地区、アルターイのズメイノゴールスク、ズウィリャーノフスク地方を重点とした、金、銀、その他の鉱物資源の開発・採掘事業である。

因みに、1922年から1927年に締結された利権協定を国民経済部門別にみると、次表のごとくで

経 済 部 門	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	合 計	
							数	利権提案件数に占める締結件数の比率%
1. 貿 易	5	13	10	4	2	—	34	6.4
2. 林 業	1	4	1	—	—	1	7	6.2
3. 農 業	3	6	—	2	—	—	11	5.4
4. 狩 獵・漁 労	—	3	—	—	1	—	4	7.7
5. 鉱 山 業	5	3	5	9	4	3	26	10.0
6. 加 工 工 業	—	7	6	6	13	4	36	5.1
7. 運 輸・通 信	4	5	2	1	—	—	12	8.1
8. 建 設	—	—	—	2	1	—	3	23.0
9. 技 術 援 助	—	2	1	6	5	10	24	63.0
10. そ の 他	—	2	—	1	2	1	6	3.5
計	15	45	25	31	28	19	163	7.5

(*1927年は1月～11月まで)

出所：Вл. Бутковский, Иностранные концессии в народном хозяйстве СССР, стр. 43

ある。この表から明らかなように、鉱山利権は件数において、加工工業、貿易部門について3番目、提案件数に対する締結件数比では、技術援助、建設部門について、同じく3位を占めている。とくに本協定が締結された1925年は、鉱山業利権協定が最も多く実現した年である。

第2の特徴は、これら鉱山事業の開発・発展のために、外国の資本（資金）と最新の技術を導入し、それにより国民経済の復興・発展を企図した点である。これは、利権事業に共通した課題であった。レーナ側に課せられた義務条項冒頭部分（§37、§38）で、鉱業、冶金、その他の事業を最良の科学技術を用いて実行し、そのための投資として、協定締結後7年間に2200万金ルーブリと定めている点からも明らかである。また個別地区毎に生産プログラムを明示し、その遂行をレーナ側に義務づけており（§38～§45）、支出に関しても、レーナの各利権地区毎に詳しく定め、レーナの義務事項としている（§47、§48）。

第3の特徴は、当該利権事業が、鉱山業の開発・発展の面においてだけでなく、国民経済全体に、財政面でも組みこまれていることである。協定のなかでレーナに義務づけられている、ソヴェート国家への分担控除がそれを示している（§50～§60）。すなわち各利権地区毎に、生産高のうちの一定額を国家へ義務納入することにより、他の国営企業と同様、国家財政の歳入部分を構成

する。同時に、利権企業の労働者・勤務員に対する社会保障（医療、保険、厚生等）に関しては、ソ連邦諸法規により、その保障が確保されている。ここでは、社会的消費フォンドの配分を受取ることになる。レーナは利権事業としての一定の特典を与えられてはいるが、基本的には、他の国営企業と同様、各種の税負担も負っている。

第4の特徴は、当該利権契約に一定の期限を設け、期限満了後、企業全体が国家へ無償で引渡されること、また、条件つきではあるが期限前に、国家による買戻しの権利を政府側に与えている点である（§ 84、§ 85、§ 86）。これは、利権事業で開発・発展した産業部門を、自国（ソ連邦）の同種産業部門の開発・発展の基礎にせんとする志向の表出である。利権事業は、あくまでもソヴェート国家の統制下におかれての経済活動であり、その限りにおいて国家資本主義範疇に入るものである。

第5の特徴は、利権事業が国家資本主義の制約をもちながら、利権企業には、一定の民主主義的保障が与えられている。レーナの企業資産は、どのようなものであれ、国有化、没収、差押え等をうけることはないし、何人によって（国家・地方機関、団体、個人によって）も強制収用されることはない。外国との取引を含む商業活動の自由も保障されている。ソ連邦の外国貿易が国家独占のなかで、これは特徴的である。また、仲裁裁判制度を設けて、係争問題の解決と諸権利の確保が保障されている。協定、条項の一方的破棄・変更も当然認めていない。

第6の特徴は、広い意味では産業の開発・発展と関係するが、利権事業をすすめる過程で、国内の人的資源の強化を重視している点である。労働者雇用に関する条項（§ 70～§ 74）では、未熟練、熟練労働者に占めるソ連邦労働者の比率を確保し、その増大を計らんとする志向がうかがえる。後進的国家的社会主義建設の施策の一端をあらわしている。

さいごに、利権事業にとっての、いくつかの特典、利便がレーナ側に供与されている。利権企業活動が必要とする、用地、施設、運輸、交通手段、厚生施設、その他の提供等は、利権事業提案のソ連邦政府にとってのセールス・ポイントといえよう。

以上みてきたとおり、ソヴェート政府とレーナの鉱山利権協定は、『利権の経済的・法律的一般条件』にみられる利権諸原則の具体的発現であった。

レーナの利権事業そのものの推移については、別途論じられなければならない。

註

- (1) 資料はКонцессионный договор Правительства Союза Советских Социалистических Республик с Английским Обществом “Лена Гольдфилдс лимитед” (The Lena Goldfields Limited), Главлит. №49846, Москва, 1925. (ゼロックス・コピー) を用いた。
- (2) 参照、拙稿「レーニンの利権政策—その複合的意義について—」(大阪外国語大学『言語教育と国際関係』1977)。なお、最近のわが国における研究には、門脇彰氏の論考がある。門脇彰「ネップと利権問題」(ソビエト研究所編『ソビエト研究』第6号、1991)。
- (3) 拙稿、前掲書、116～117ページ。
- (4) Декрет Совета Народных Комиссаров, 23 ноября 1920 г. Общие экономические и юридические условия концессий (Директивы КПСС и Советского правительства по хозяйственным вопросам, т.1, Госполитиздат, М., 1957, стр.186-187.); Постановление СНК об общих экономических и юридических условиях концессий (Декреты Советской власти, т.ХІ, Изд-ство полит. литературы, М., 1983, стр.251-253.)前者がデクレトを、後者がпостановлениеを用いているが、内容は同一である。
- (5) См. там же, стр.187;стр.252-253.
- (6) См. Вл. Бутковский, Иностранные концессии в народном хозяйстве СССР, Госиздат., М. и Л., 1928, стр.23-46. (ゼロックス・コピー)
- (7) 以下も同じく、協定書(上記資料)のページは示さず、条項(§)の明示にとどめる。
- (8) ロシアの古い重量単位、96分の1フント、約4.26グラム。

(1992. 9. 16 受理)